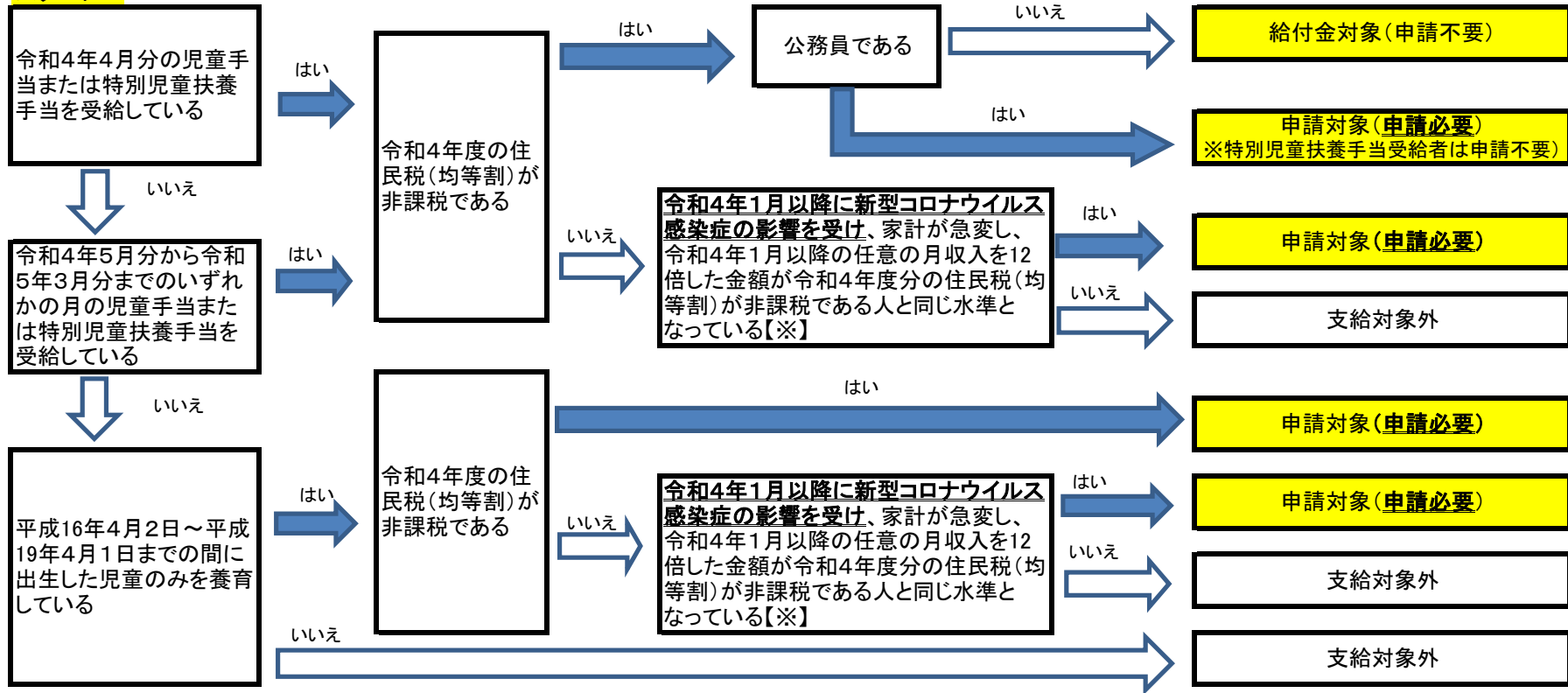


子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給要件確認フローチャート

- 【支給対象者】①②の両方にあてはまる方(※ひとり親世帯分で給付金を受け取った方を除く)
- ① 平成16年4月2日から令和5年2月28日に出生した児童(特別児童扶養手当対象の児童の場合は平成14年4月2日以降)を養育する父母等で
 - ・令和4年度住民税(均等割)が非課税の方
 - ②
 - または
 - ・令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

スタート



【※住民税(均等割)非課税である人と同じ水準とは、世帯人数に応じて申請者及び配偶者等の年間収入額がいずれも以下の表の限度額を下回ることをいいます。】

世帯の人数	非課税相当収入額限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	168.0万円
4人 (例) 夫婦子2人	209.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	249.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	289.7万円

(注) 世帯人数は以下の合計人数です。

- ・申請者本人(児童を養育する父母等の双方の収入を確認し、収入の高い方が申請者となります。)
- ・同一生計配偶者(収入金額103万円以下の者)
- ・扶養親族(16歳未満の者も含む) ※税法上の扶養人数と同じ数え方になります。